

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催要領（8月～11月）

（初心者講習会）

1 開催日時、場所

開催月日	時間	場所
令和5年 9月23日(土)	9:00	浜田市野原町
	17:00	浜田市総合福祉センター 研修室1
10月14日(土)	9:00	松江市殿町
	17:00	島根県民会館 308会議室

2 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持の許可を受けようとする者

3 講習科目及び時間

猟銃等の所持に関する法令	3時間
猟銃等の使用、保管等の取扱い	2時間
考査	1時間

4 受講手続

- (1) 受講者は「猟銃等講習受講申込書」を受講しようとする講習会の1週間前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料 6,900円（島根県収入証紙）を手数料納付書により納入すること。
- (2) 受講申込書を提出する際、写真（6か月以内の撮影で、無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3cm、横の長さ2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記入）1枚を添付すること。
- (3) 当日は、筆記用具を持参すること。

注1：都合が悪くて申込みをした講習会を欠席する場合、事前に申し出があった者については変更を認める。

ただし、年度をまたいだ変更は認めない。

注2：遅刻について、規定の講習受講時間があるため、認められない。

ただし、やむを得ない事情があり、事前に連絡がなされ、遅刻することについて承諾を得ている場合はこの限りではない。

注3：一度納付された手数料は、遅刻等を理由として受講できなかった場合でも還付しない。

注4：新型コロナウイルス感染症対策のため、来場の際はマスクの着用に努めること。

また、受講当日、体調不良又は発熱がある場合は、講習開始までに下記連絡先に電話連絡すること。

連絡先

島根県警察本部
生活安全企画課 営業保安係
TEL 0852-26-0110